

## ○届出の概要（法第4条第1項関係）

### 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上となる行為です。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている等の工場又は事業場の敷地については 900 m<sup>2</sup>以上が対象です。

ここにいう「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わないこととされています。ただし、土地の形質の変更が盛土のみである場合には、届出は不要です。

また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等であっても 900 m<sup>2</sup>以上）となる場合には、全体を一つの行為とみて、届出の対象とすることが望ましいとされています。（参考：「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付環水大土発第 1903015 号））

### 2 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

### 3 届出の期限

届出書の提出は、**土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで**に行うことが必要です。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

なお、民法第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません。（届出日と着手予定日は中 30 日以上空ける必要があります。）

届出日以降に形質変更の対象地において新たな汚染のおそれを生じさせる行為が行われないこと、届出書に記載する工事計画に変更がないことが確定してから届出を行ってください。

### 4 法第4条第2項に基づく調査結果の提出

当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることがあります。

なお、汚染のおそれがあることが既に明らかである場合は、調査命令に先立ち、法第4条第1項の届出の際、併せて同条第2項に基づく調査結果報告書を提出することができます。その場合においては、調査命令は発出されません。

### 5 生活環境保全条例第39条の2第1項との関係

法第4条第1項の土地の形質の変更を行う場合は、併せて県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 7 号。以下「条例」といいます。）第 39 条の 2 第 1 項に基づき、当該土地における地歴調査の結果を報告する必要があります。法第4条第1項の届出を行う際には、条例第 39 条の 2 第 1 項に基づく手続も併せて行ってください。

(記載例)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

東三河総局長  
~~県民事務所~~長 殿  
~~市~~長

該当しないものについては、取り消し線を引いてください。

郵便番号 ○○○—○○○○  
 届出者 住所 ○○市○○町○○  
 氏名 ○○株式会社  
 (名称及び代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○)

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とおり届け出ます。

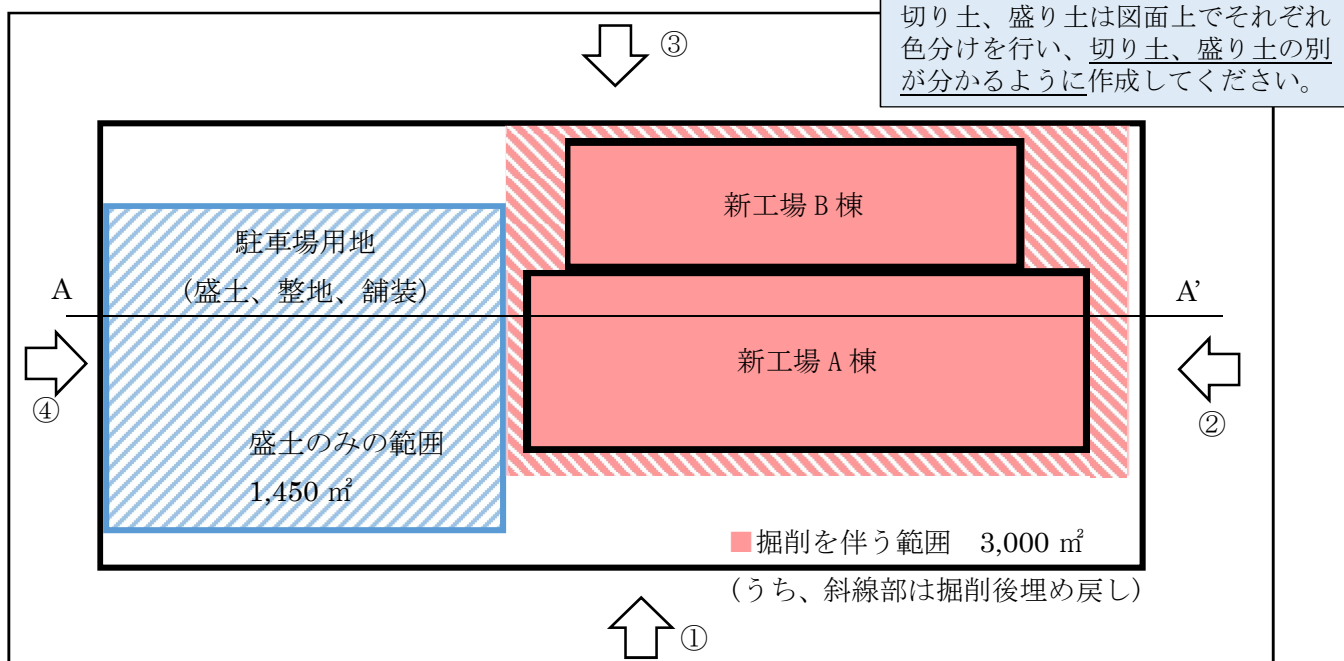
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	○○市○○町○○番地 始め○○筆	地番が多い場合は、代表地番と筆数を記載し、別紙に記載
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：4,450 m <sup>2</sup> 深さ：1~2 m	
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	工事の準備期間等は含めず、実際に土地の形質変更を行う日付（法4条の場合は届出日より30日以上あと）を記載
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類の 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類	○○株式会社 ○○工場 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 ○○市○○町○○番 配置図を添付 該当がないものについては、斜線を引いてください。 ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

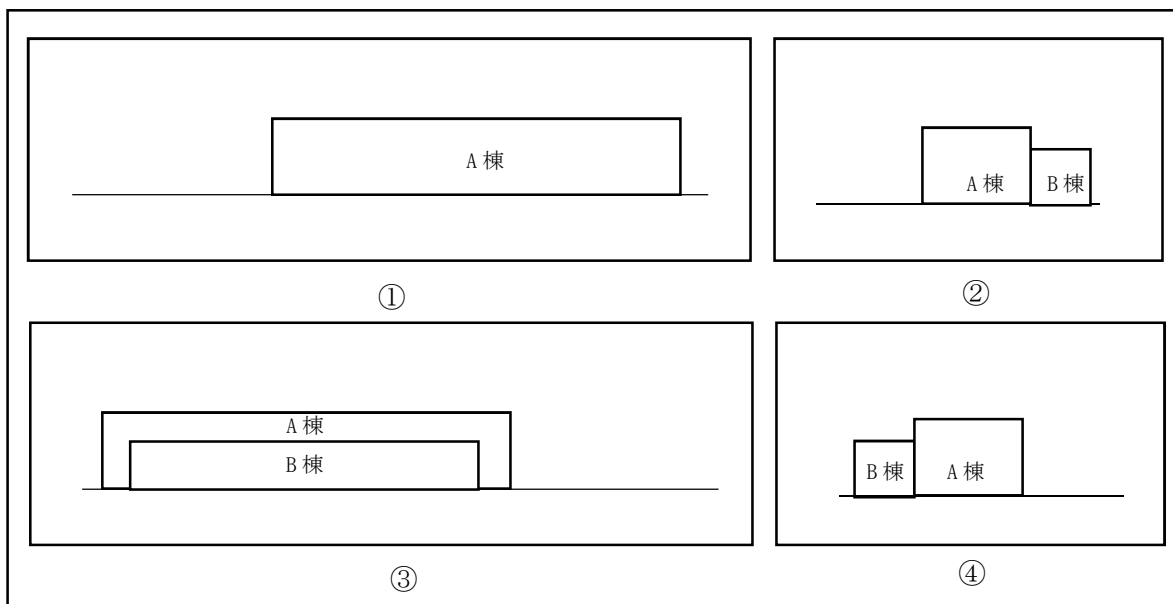
## 添付書類

- 1 土地の形質の変更をしようとする場所の位置図
- 2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 3 土地の形質の変更の範囲の地番がわかる図面（盛土・掘削の範囲がわかるもの）
- 4 登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の存在が明らかとなる書面（届出者と土地の所有者が同一の場合不要）

### 2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図



### 立面図



### 断面図

